

別記 第● 触れ合い活動の場

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、触れ合い活動の場に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする触れ合い活動の場とは、不特定多数の人が日常的に自然との触れ合い活動を行う機能を持つ場とし、自然の観察、体験、学習、研修等を目的とする公共的施設を含む。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、工事中又は存在・供用時において、触れ合い活動の場を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合

イ 対象事業実施区域の周辺に存在する触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合

ウ 触れ合い活動の場を新たに創出する場合

エ その他触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 触れ合い活動の場の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等

(イ) 触れ合い活動の場の活動特性

(ウ) 触れ合い活動の場までの利用経路

イ 関係法令、計画等

(ア) 横浜市水と緑の基本計画

(イ) 横浜みどりアップ計画

(ウ) 都市計画マスタープラン（全体構想）

(エ) 都市計画マスタープラン（地域別構想）

(オ) 横浜市環境管理計画

(カ) 触れ合い活動の場に係る法令、計画等

(キ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 触れ合い活動の場の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場に影響が及ぶと予想される範囲とする。

調査地点は、調査地域に含まれる触れ合い活動の場の状況に応じて設定する。

(4) 調査時期、調査期間、調査時間帯

調査時期、調査期間及び調査時間帯は、触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る時期、期間又は時間帯とし、季節により変動があることに留意して設定する。

(7) 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。また、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として、「ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

原則として、既存資料の収集整理及び現地調査とする。また、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響を最小限にとどめる水準

(2) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路が維持する水準

(3) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路が向上する水準

(4) 新たな触れ合い活動の場の創出

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 触れ合い活動の場の変化の程度
- イ 触れ合い活動の場の活動特性の変化の程度
- ウ 触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域を勘案し、対象となる触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地点を勘案し、対象となる触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期、予測時間帯

(7) 工事中

予測時期は、原則として工事期間全体にわたって工事工程及び工事の区域の変化等による影響を把握し、工事の実施による触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性、触れ合い活動の場までの利用経路への影響が最も大きくなる時期とする。

予測時間帯は、原則として調査により把握した触れ合い活動の場が最も利用される時間帯とする。

なお、季節の変動等により利用状況が異なる場合では、適切な時期及び時間帯を複数設定することも検討する。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容等から必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 土地利用計画、施設配置計画
- d 施設の運用計画
- e その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として、定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮し、環境アセスメント技術ガイド等も参考に、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 事業内容と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- b 対象事業の他の環境影響評価項目の予測結果と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が触れ合い活動の場に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避若しくは低減されているか、又はプラス面の効果について考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 施工計画に関する措置
- イ 建設機械や工事用車両の稼働及び運行に関する措置
- ウ 利用経路を確保するための迂回路に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路の維持又は回復に関する措置
- イ 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路の向上に関する措置
- ウ 触れ合い活動の場の管理に関する措置
- エ その他の環境保全措置
 - (ア) 施設の稼働に関する措置
 - (イ) 車両の走行に関する措置
 - (ウ) その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 事後調査時期、事後調査時間帯
原則として予測時期、予測時間帯とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測地域、予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。また、必要に応じ、関係機関等へのヒアリングを行う。